

地方交付税の確実な配分を求める意見書

本市は新潟県の北端に位置し、県内最大の面積 1,174.24 k m²において 50 k m に及ぶ海岸線を有するとともに中山間地域を多く抱えている。このような地理的特性を有する本市において、地震、越波、豪雪等の自然災害も多く発生し、また、耕作放棄地が増加するなど、過疎化が著しい農村部において集落の維持が深刻な状況が見られる。さらに、市町村合併後 10 年を経過したものの依然として人口減少、少子高齢化は続き、一方において市税収入の増加は見込めず、普通交付税は合併算定替により逡減されており、今後も厳しい財政運営が予想される。こうした本市の実情に応じた行政サービスを提供するためには、現行の交付税措置のあり方では到底対応できない状況にある。

地域間における財政力の格差は、行政サービス水準の格差につながるものであり、行政サービスの低下は人口減少を加速化させる大きな要因となる。地方創生を進めるためには、自治体が地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の歳出水準については国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保する必要がある。

よって国会及び政府におかれては、地方公共団体が地方の実情に応じた行政サービスを着実に提供できるよう、必要な財政需要を的確に算定し、安定的な財政運営に必要な地方交付税を確実に配分するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 30 日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
総務大臣 高市 早苗 殿
内閣府特命担当大臣（地方創生） 北村 誠吾 殿
衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 山東 昭子 殿